

平成19年4月27日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 撤去作業の再開について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線 6279）

岐阜市北部地区の産業廃棄物不法投棄現場での排出事業者等による自主撤去作業が3月18日より中断しておりましたが、このたび次のとおり再開することとなりました。

- (1) 経緯 自主撤去中断後、自主撤去作業の実績のある排出事業者等から現場での積込作業等実施の申出がありました。これまでに自主撤去の申出をしているものの撤去が完了していない56社約37,600 m³分の撤去残量に鑑み、自主撤去の再開及び継続を図るべく、この申出を承諾するもの。
- (2) 再開日 平成19年4月27日(金)
- (3) 期間 同日より平成20年3月31日
(但し、年末年始、日曜日を除く)

※参考 排出事業者等による自主撤去作業の状況（平成19年3月31日現在）

- 撤去済量の累計・・・・・・・・・・・・・・・・ 79,398 m³
- 撤去申出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 約117,000 m³
- 撤去残量・・・・・・・・・・・・・・・・ 約37,600 m³
- 自主撤去業者数
 - ①申し出事業者数・・・・・・ 県外80社、県内67社、計147社
 - ②着手事業者数・・・・・・ 県外76社、県内55社、計131社(①の内数)
 - ③完了事業者数・・・・・・ 県外51社、県内40社、計91社(②の内数)